

# 長野市行政改革大綱実施計画

資料3 - 3

平成22年度～平成26年度



平成22年4月  
長野市

# 長野市行政改革大綱実施計画の概要

## 【策定の目的】

長野市行政改革大綱実施計画(以下「実施計画」といいます。)は、長野市行政改革大綱に基づいて取り組む様々な行政改革の進め方や目標、実施年度などを具体的に定め、なおかつその進行管理を適切に行うために策定するものです。

## 【実施計画の基本的な考え方】

この計画は、長野市行政改革大綱「第7 重点的に取り組むべき事項」及び「第8 具体的な取り組み」に基づいて進める個々の改革について「改革項目」を作成し、それを集約する形で構成しています。

また、この実施計画ではそれぞれの「改革項目」について、【計画】と【実績】を同時に記載することにより、従来別々に作成・公開していた「実施計画書」と「進行状況報告書」を兼ねる形とし、簡潔で分かりやすい計画となるよう配慮しました。

なお、この実施計画は、社会経済情勢、市民ニーズの変化及び財政状況の変化等に対応するために、計画期間は5年の固定とし、年度ごとに計画期間の起点をスライドさせて、計画の実効性と弾力性を確保していきます。

## 【実施計画の進行管理と情報公開】

### 進行管理について

実施計画の進行管理は毎年度末に行うこととし、各改革項目の進行状況を確認するとともに、次年度から取り組む新規項目を追加します。

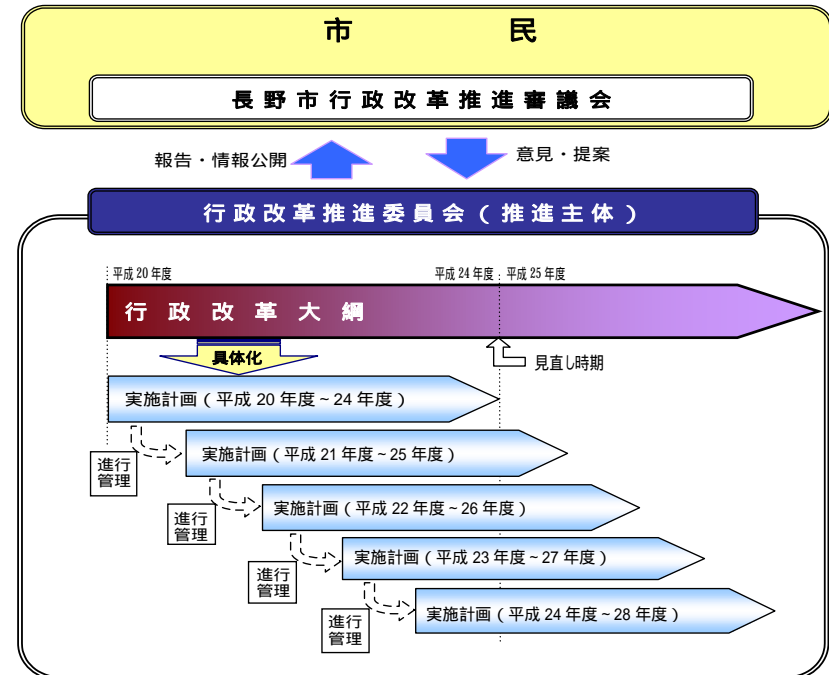
### 進行状況の公開について

各項目の取り組み状況及び新規項目については、市民で構成される長野市行政改革推進審議会に報告し、審議いただきます。また市ホームページに掲載するなど、市民の皆さんにお知らせしていきます。

### 実施計画の改定について

長野市行政改革推進審議会からの意見等をふまえ、引き続き取り組む項目と新規項目による新たな実施計画(5ヵ年)を各年度当初に策定します。

<図: 実施計画の考え方と進行管理について>



# 長野市行政改革大綱(概要)

## 総合計画のめざす都市像「善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」の実現ために

### 行政改革大綱の目的

行政改革大綱は、第四次長野市総合計画の「行政経営の方針」のうち、「行政改革の推進と効率的な行財政運営」、及び「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」に関して、今後改革を進めるための基本方針、重点的に取り組むべき事項などを具体的に定めることを目的とします。

### 行政改革の基本方針

#### 1 行政サービス提供の市の責任

市は、行政が真に提供しなければならないサービスを確実に実施し、市民が安心して暮らせる社会をつくる責任を果たします。

#### 2 民間活力活用の継続

民間企業や地域住民、NPOなどの民間活力を一層活用していきます。

#### 3 市民負担の公平性の確保

市税や国民健康保険料などの自主的納付を促し、受益者負担の適正化を進めて、市民負担の公平性を確保します。

#### 4 持続可能な行財政運営の推進

限られた収入の中で、施策や事業の優先度を常に意識し、将来の市民にも安定したサービスの継続が可能となる行財政運営を推進します。

### 行政改革の期間

平成20年度～平成24年度(5年間)

### 重点的に取り組むべき事項

#### 1 職員数の削減

最少の人員で最大の行政サービスが提供できるよう、定員適正化目標を掲げて職員数の削減に取り組みます。削減に当たっては、市役所の内部事務を見直し、全庁的に共通する事務や定型的事務の集中化に取り組むとともに、民間委託をさらに推進します。

#### 2 市民と市の役割分担の適正化

市の行政サービスについて、行政の責任の度合いと民間での実施の可否によって類型化した上で、廃止・縮減、民営化などの改革を進めます。

#### 3 使用料など受益者負担の見直し

減価償却費を含めてサービスの提供に要するコストを明らかにした上で、類型化の結果によって受益者負担割合の基準を作成し、市民の理解を得ながら使用料、手数料等の見直しを進めます。

### 具体的な取り組み

#### 1 行政改革の推進と効率的な行財政運営

「選択と集中」を基本とした行政サービスの継続的な見直しを図るとともに、市民と行政の適切な役割分担により、最少の経費で最大の効果をあげられる行財政運営を目指します。

- 1-1 効率的な行政の推進
- 1-2 民間活力の活用
- 1-3 健全な財政運営の実現

#### 2 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

市民の目線に立った行政サービスを提供し、市民の更なる満足が得られる質の高い行政経営を目指します。

- 2-1 利用しやすい行政サービスの提供
- 2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用
- 2-3 成果を重視した行政運営

# 改革の取り組み状況(改革項目数の推移)

## < 改革項目数の推移 >

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新規項目	-	15	14	35	8	23	16	16
年度当初の取り組み項目	117	78+15 93	64+14 78	49+35 84	61+8 69	43 +23 66	53+16 69	58+16 74
(うち年度内完了予定 (実施・稼動))	(31)	(25)	(31)	(19)	(27)	(12)	(21)	(19)
年度末で除外した項目	1		6	5	3	1	1	
完了(実施・稼動)	38	29	23	18	25	12	10	
翌年度に継続する項目	78	64	49	61	41	53	58	
(参考) 取り組み項目数の累計	117-1 116	116+15 131	131+14-6 139	139+35-5 169	169+8-3 174	174+23+2 -1 198	198+16-1 213	213+16 229

平成19年度から20年度に継続する41項目のうち、内容を3分割したものが1項目あります。

各年度とも、前年度からの「翌年度に継続する改革項目」に「新規項目」を加えた「年度当初の取り組み項目」に掲げる数の項目に取り組みます。

「年度当初の取り組み項目」のうち、当該年度中に完了(実施・稼動)に到達させる項目数(目標)を、下段に( )数字で示しています。また実際に「実施・稼動」となった項目数を、「完了(実施・稼動)」欄に記載します。

社会情勢の変化や政策・施策・事業の転換によって適切でなくなった項目については、年度末に本計画から除外し、その数を「年度末で除外した項目」欄に記載します。

本計画には、常に先5ヵ年を見据えて毎年度項目を追加します。

第四次長野市総合計画には、本計画による改革項目の取り組み数について、平成15年度からの累計で、「平成23年度に250項目」とする数値目標を掲げています。(表の最下段「取り組み項目数の累計」欄を参照)

# 改革項目の見方について

## 改革項目名(主な担当課)

改革項目の名称(何をどうするのか)、及びこの改革を主に担当する部局課。

## 着手年度

この改革項目に着手した(最初に実施計画書に掲載した)年度。

## 進め方の概要(どう進めるのか)

改革の目標に向けて、具体的にどのように進めていくのか。

## 目標

この改革項目が目指す到達目標について、できるだけ数値を用い、分かりやすく記載します。

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標
1-1 効率的な行政の推進	施設の存廃・再配置などの方針策定 【行政改革推進局行政経営課】		21	同一施設や類似施設で収益率または利用率が低下している施設の存廃・再配置などを検討する際、現在基準となる方針がないため漠然と業務を継続している場合があることから全庁的な方針を定め再配置の基準とするもの。	庁内の行政評価部会のほか、行政改革推進審議会を活用し、意見(答申)を踏まえ市の方針を決定し公表する。(行政改革推進審議会では主要な施設について存廃や再配置など大局的な方針を議論する)。	平成22年度に行政改革推進審議会の意見を踏まえ、市の方針を決定し、市民に示す。

## 平成21年度までの実績

この改革項目についての、前年度までの取り組み実績について。改革が「実施・稼動」となるまで、毎年度末の進行管理の際に内容を追加していきます。

## 原因(なぜ改革するのか)

この改革項目になぜ取り組まなくてはならないか、現状や原因について。

## 重点項目等

この項目が長野市行政改革大綱の「第7 重点的に取り組むべき事項」に関連する改革項目である場合、次のとおり「～」を記載していきます。

- ：「1 職員数の削減」に関連する改革項目
- ：「2 市民と市の役割分担の適正化」に関連する項目
- ：「3 使用料など受益者負担の見直し」に関連する項目

また、財政構造改革プログラム(平成18年2月策定)に由来する項目については、「[財]」と記載しています。

平成21年度までの実績	年度計画						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
行政改革推進審議会へ公共施設の見直し指針の策定に関する意見を求め、設置された「公共施設の見直し指針の策定に係る検討部会」で、指針に盛り込む内容の検討を行っている。平成22年5月頃、審議会から答申の予定。		[当初計画]					
		評価基準の策定、審議会諮問	審議会答申、部局による検討、方針決定、公表				
		[実績と予定]					
		行革審に検討部会を設置・開催					

## 年度計画

【当初計画】

改革項目策定の段階における、各年度の取り組み計画を示します。

は方針決定、は実施・稼動(改革の完了)を示します。

この部分については、計画と現状に進行状況の差異が生じても、修正はしないこととします。

【実績】

毎年度末の進行管理の際に、当該年度末の状況を当初計画と対比できる形で記載していきます。

なお、またはが欄の左端にある場合は、「年度当初に計画決定/実施・稼動」となることを表し、右端にある場合は「年度末に計画決定/実施・稼動」となることを表しています。

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◻ 計画・予定 ◼ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1-1 効率的な行政の推進	IP電話の導入 [総務部庶務課]		15	現在の庁舎電話設備を活用しつつ、外部にかける電話を一般回線からIP化することにより、通話料金の削減ができる。	庁内電話のIP化については、現在の電話交換機の設備を庁舎改修長期計画で次回更新を平成21年度に予定していることから、これに併せて導入を検討する。 [H22修正] 平成22年度に更新することに合わせて導入していく。	電話交換機更新と併せて導入する場合は、平成21年度分の予算編成までに設備仕様を決定し、21年度に導入する。 [H22修正] 平成22年度以降順次導入する。	・将来の長野市広域通信網(ネットワーク統合)に準拠した電話交換設備仕様の決定 ・電話交換設備更新工事設計積算 ・3月入札	[当初計画] 設備仕様の決定 [実績と予定]	導入						
1-3 健全な財政運営の実現	本庁舎駐車場の有料化 [総務部庶務課]	[財]	18	財政構造改革懇話会から、増収対策の一つとして、行政財産の有効活用という視点から駐車場有料化について提言があった。	本庁舎駐車場適正利用検討プロジェクト会議での検討結果を受け、課内で具体的な運用方法を検討し、費用対効果及び問題点を洗い出した上で有料化の可否を決定する。	第一庁舎及び長野市民会館のあり方の結論と併せて再度駐車場有料化を検討する。	市役所第一庁舎のあり方について議論されている状況にある。そのため、議論の結果を待って、財産の有効活用の観点から、改めて検討することとした。	[当初計画] 方針検討 [実績と予定] 一時休止	方針検討・決定	実施					
1-3 健全な財政運営の実現	松代文化ホールの使用料の見直し [総務部庶務課]	[財]	21	「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」により、当該施設の使用料について見直しを図り、行政サービスに対する適正な利用者負担の確保及びサービス利用者その他の市民との負担の公平性の確保を目指す。	平成21～22年度に、当該施設の使用料を、若里市民文化ホール、勤労者女性会館しなのき等の類似施設の使用料と比較検証し、併せて施設稼働率、利用状況等について検証したうえで、使用料見直しについての方針を決定する。 [H22修正] 長野市民会館のあり方の結論を待って検討する。	平成22年度に、使用料見直しについて方針を決定し公表する。 [H22修正] 長野市民会館のあり方の結論と併せて検討する。	長野市民会館のあり方について議論されている状況にある。長野市民会館等3館の利用料金の設定方法との整合性を図る必要があることから、議論の結果を待って、料金見直しについて検討することとした。	[当初計画] 部局による検討 [実績と予定]	部局による検討	部局による検討、方針決定、公表					
2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用	公務員制度改革の推進 [総務部職員課]		15	職員が組織目標の実現に向けて能力を最大限に発揮し、働きがいや使命感を持って職務遂行することにより組織の活性化、効果的・効率的な行政運営を図り、総体として市民に信頼される市役所の実現をめざすもの。	職員アンケートの結果を踏まえて人事制度改革構想を見直し、公正で納得性の高い人事評価制度の確立。 [H22修正] 評価のばらつきが依然としてあり、平成21年度及び22年度に実施した新方式の評価結果についても分析する必要があるため、平成24年度まで目標期間を延長する。	人事制度改革構想(H20～24)に基づき、平成22年度に構想に基づく評価制度を確立する。 [H22修正] 平成24年度まで目標期間を延長する。	平成20年度、業績評価に「通常業務等」の評価を加える見直しを行い、21年度は新方式の評価を実施した。評価制度の確立に向け、評価結果を分析し、検討を進める。	[当初計画] 人事制度改革構想の見直し [実績と予定]	評価制度の見直し	評価制度の確立					

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◁ 計画・予定    ▶ 実際の進行状況    方針決定    改革目標の完了(実施・稼働)    ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用	給与構造改革と人事評価制度に連動した給与制度の見直し 【総務部職員課】	【財】	18	地場賃金に応じた給与水準、人事評価制度と連動した職務・職責に応じた給与制度の確立のため。	人事評価制度と連動した昇格基準、昇給、勤勉手当のあり方等について、引き続き調査、検討しながら制度構築に取り組み、試行を行う。	平成21年度に人事評価制度と連動した給与処遇の具体案を作成、試行、平成22年度に実施する。 【H22修正】 評価制度の確立に合わせ、実施を平成24年度に延長する。	人事評価制度の見直し、再検証を待つこととなった。 今後、再検証の結果を反映した具体案の作成を進める。	[当初計画] 具体案作成 [実績と予定] 具体案作成	具体案作成 試行 見直した人事評価マニュアルによる評価実施	実施 具体案作成 試行					
2-3 成果を重視した行政運営	職員定数・人員配置の適正化の推進 【総務部職員課】		18	国から、地方公共団体の職員数について平成17年4月1日を基点とし、平成22年4月1日までに4.6%の純減を図るよう「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月)が通知された。	適材適所の人事配置による効率的な組織の構築、人件費の削減。	平成17年4月1日(2,875人)を基点とし、平成22年4月1日までに職員を140人(4.9%)削減する。	平成17~20年度で112人削減(目標140人)に対し、進捗率80.0%)	[当初計画] 30人削減(累計88人) [実績と予定] 36人削減(累計94人)	40人削減(累計128人) 18人削減(累計112人)	18人削減(累計146人) H22.4.1で28人(累計140人)削減予定					
2-1 利用しやすい行政サービスの提供	情報システムの最適化 【総務部情報政策課】		18	これまで、担当課主導で情報システムの構築・更改を繰り返した結果、ネットワーク環境や情報セキュリティ対策が不十分、情報システム整備における全体最適化視点の欠如(システムの多重化・複雑化)、全庁的な情報共有・活用環境の不備等が課題となっている。	第二次長野市高度情報化基本計画に基づき、市民の利便性向上、業務効率化、経費削減の3つの視点で、システム間の連携を考慮したシステムの再構築・更改、及び電子市役所の基礎づくりを重点的に進める。	平成23年度までに最適な人事・給与システム、文書管理システム及び情報流通基盤を設計・構築する。	平成20年度に策定した人事給与システム構築計画に基づき、平成23年度当初の利用開始を目指して構築を行った。	[当初計画] 統合運用管理開始 人事・給与システム計画策定 [実績と予定] 人事・給与システム計画策定	人事・給与システム構築 文書管理システム計画策定	文書管理システム構築 情報流通基盤計画策定	情報流通基盤構築 第二次長野市高度情報化基本計画完了	第三次長野市高度情報化基本計画スタート			
2-1 利用しやすい行政サービスの提供	統合型GIS(地理情報システム)の整備 【総務部情報政策課】		18	複数の課が個別にGISを導入していたり、導入しようとしている現状があり、データやシステム整備に重複投資するほか、データ連携の不整合などの問題が生じることから、地理情報を庁内で横断的に共有する仕組みを構築するために本事業を実施する。	業務処理方法の見直しや既存のシステムを統廃合等しながら、組織全体として経費及び業務効率の両面から最適なシステムを構築する。	平成22年度までに全庁で構築希望がある26業務について7つのシステムに統合し、構築及び運用の両面で効率化を図る。	7つのサブシステムのうち、最後の2つとなった財政GIS及び農政GISについて、23年当初の利用開始を目指して構築を行った。	[当初計画] 都市整備GIS及び公開GISの構築 [実績と予定] H20.6建設GIS稼働 H20.7汎用GIS稼働	財政GIS及び農政GISの構築	統合型GISの完成					

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◁ 計画・予定    ▷ 実際の進行状況    方針決定    改革目標の完了(実施・稼働)    ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1-1 効率的な行政の推進	市営バスの再編 【企画政策部交通政策課】		19	平成17年1月の合併を受け、合併以前から運行されていたバスを引き継ぎ運行を継続しているが、効率的で地域の実情や特性にあったバス路線の再編が必要。 【H21追加】 平成22年1月の合併地区が加わり、市バス運行地区は6地区となる。	合併以前における現状路線に至った経緯などを考慮する中で、小型車両を使用した個別対応による輸送方法等の導入やスクールバス等との調整を実施し、合併4地区において協議調整を図る。 【H21追加】 平成22年1月の合併地区も、次回平成24年度再編実施の対象とする。	平成21年度に豊野、戸隠、鬼無里、大岡の4地区の再編を実施する。 【H21追加】 再編実施3年後に見直しを行う。	平成21年4月実施の再編により、従前の13路線が9路線へ、車両台数15台が12台へと効率化が図られた。	[当初計画] 再編案の検討・決定 [実績と予定] 再編案の検討・決定	再編の実施・検証						
1-1 効率的な行政の推進	施設の存廃・再配置などの方針策定 【行政改革推進局行政経営課】		21	同一施設や類似施設で収益率または利用率が低下している施設の存廃・再配置などを検討する際、現在基準となる方針がないため漠然と業務を継続している場合があることから全庁的な方針を定め再配置の基準とするもの。	庁内の行政評価部会のほか、行政改革推進審議会を活用し、意見(答申)を踏まえ市の方針を決定し公表する。(行政改革推進審議会では主要な施設について存廃や再配置など大局的な方針を議論する)。	平成22年度に行政改革推進審議会の意見を踏まえ、市の方針を決定し、市民に示す。	行政改革推進審議会へ公共施設の見直し指針の策定に関する意見を求め、設置された「公共施設の見直し指針の策定に係る検討部会」で、指針に盛り込む内容の検討を行っている。平成22年5月頃、審議会から答申の予定。	[当初計画] [実績と予定]	評価基準の策定、審議会諮問 行革審に検討部会を設置・開催	審議会答申、部局による検討、方針決定、公表					
1-2 民間活力の活用	指定管理者制度の導入推進 【行政改革推進局行政経営課】		16	市の公の施設に指定管理者制度を導入することにより、経費の節減とサービスの向上を目指す。	庁議(部長会議)で施設の方針が指定管理者制度導入と決定した施設の内、移行可能な施設から順次選定する。	平成23年度までに指定管理者制度による管理運営を行う公の施設を416施設とする。 【H22修正】 平成23年度までに信州新町・中条分を除く306施設に指定管理者制度を導入する。また、平成22年度に信州新町・中条分の施設に係る方針の見直しを行い、決定した方針に基づき翌年度以降指定管理者を選定する。	平成21年度、新たに8施設において指定管理者制度に移行し、計304施設において指定管理者制度に移行済み。 平成22年度から移行する1施設について指定管理者を選定。	[当初計画] 9施設移行(累計304) 3施設選定 [実績と予定] 9施設移行(累計303) 9施設選定	3施設移行(累計307) 31施設選定 (信州新町・中条分) 8施設移行(累計304) 1施設選定 (信州新町・中条分の累計18)	31施設移行(累計338) 78施設選定 1施設移行(累計304) 2施設選定(信州新町・中条分を除く) 信州新町・中条分の施設方針見直し	78施設移行(累計416) 2施設移行(累計306) (信州新町・中条分を除く) 方針に基づき信州新町・中条分の施設の指定管理者選定				
2-1 利用しやすい行政サービスの提供	総合窓口の基本計画策定 【行政改革推進局行政経営課】		20	これまで、転出入や出生届などに伴う各種手続を行う窓口の一元化がされていない。今後、ワンストップサービスや窓口業務への民間活力の活用などについて、調査・研究していく必要がある。	平成20年4月にプロジェクトチームを立ち上げ、総合窓口についての調査・研究をし、基本計画を策定する。(実施計画については、庁舎の改築計画との整合を図りながら作成する。)	平成21年度までに基本計画を策定する。 【H22追加】 第一庁舎及び市民会館建設庁内プロジェクトとの整合を図りながら策定をする。	昨年度の検討を踏まえ、今年度は、第一庁舎及び市民会館建設庁内プロジェクト・市民サービスモデルプロジェクトチームにおいて、総合窓口についての課題の洗い出し、基本計画に向けての項目を整理し、中間報告書を作成した。	[当初計画] プロジェクトチームの立ち上げと調査・研究 [実績と予定] プロジェクトチームによる調査・研究	基本計画の策定 プロジェクトチームによる中間報告						



# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◁ 計画・予定    ▶ 実際の進行状況    方針決定    改革目標の完了(実施・稼働)    ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画								
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
2-3 成果を重視した行政運営	審議会等の設置及び運営に関する指針の見直し [行政改革推進局行政経営課]		20	指針に基づいて、審議会等設置及び運営に取り組んでいるが、さらに審議会等の必要性を調査・検証し、整理・統合等をしていくために、指針の見直しをする必要がある。	審議会等の中で、既に目的を達成したものや社会情勢の変化により必要性が低下したのものなどについて調査・検証をし、指針の見直しを行う。	平成21年度までに指針を見直す。 [H22年度修正] 平成22年度までに指針を見直す。	審議会等の委員構成のあり方を検討した。指針そのもの見直しまではいたっていないため、今後も検討していく。	[当初計画]								
								審議会等の必要性を調査・検証	指針の見直し							
								[実績と予定]								
								審議会等の現状を把握	委員構成のあり方の検討							
1-3 健全な財政運営の実現	予算編成手法の見直し [財政部財政課・企画政策部企画課・行政改革推進局行政経営課]	[財]	18	歳入が減少する状況下において新たな財政需要に対応するためには、評価に基づいた予算編成によって、事業のスクラップアンドビルド及び「選択と集中」を実施する必要がある。	行政評価結果を予算編成に反映すること及び予算要求枠配分方式を実施することによってスクラップアンドビルドを加速させる。また、「重点配分施策」の指定によって、「選択と集中」によるメリハリのある予算編成を実現する。	平成20年度に予算編成におけるPDCAサイクルを確立する。 [H22年度修正] PDCAサイクルの確立にまでは至っていないため改革を継続する。	平成22年度当初予算において、重点配分施策を決定し、「選択と集中」によるメリハリのある予算を目指すとともに、行政評価結果を予算編成に反映させることとした。	[当初計画]								
								[実績と予定]								
								継続	継続							
1-1 効率的な行政の推進	電子入札の導入 [財政部契約課]		15	事業者の入札参加機会の拡大、事務の省力化・効率化を促進するため、電子入札システムを導入する必要がある。	長野県電子自治体協議会の電子入札ワーキンググループの協議を通して、「県と市町村の共同利用を前提としたシステムの構築」を検討している。併せて市単独のシステムも検討。	平成22年度までに電子入札を導入する。	・長野県市町村電子入札システム初期設定 ・IPK財務契約管理システム電子入札対応改修	[当初計画]								
								[実績と予定]								
								共同利用型電子入札システム導入決定	システム導入及び財務会計システム修正							
1-1 効率的な行政の推進	入札契約制度の改善 [財政部契約課]		15	入札制度に関する社会情勢の変化や要求に対応するため、現制度の見直し及び拡大並びに新制度の導入を図る必要がある。	入札制度研究委員会による制度の検証と改善。	平成22年度までに試行中の制度(低入札価格調査制度、最低制限価格制度、合冊入札方式、事後審査型一般競争入札、郵便入札)を本格実施、及び総合評価落札方式を試行する。	・土木系工事について「最低制限価格」2度見直し ・低入札価格調査の強化 ・期間入札への移行 ・総合評価12件試行	[当初計画]								
								[実績と予定]								
								目標に掲げる入札制度については、概ね実施。制度改正は随時研究・実施していく。	落札率等入札契約状況の検証に基づき制度改正を実施							

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◻ 計画・予定 ◼ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1-1 効率的な行政の推進	入札・契約に係る 第三者機関の設置 [財政部契約課]		19	総務省等からの通知及び地方自治法施行令の改正。 入札の新制度の対応のため。	入札監視委員会などの第三者機関の設置を目指し、組織、審議事項、委員選考など必要な準備を行なう。	平成22年度までに第三者機関を設置する。	・第三者機関設置の必要性を含め検討	[当初計画] ▶	▶						
								[実績と予定] ▶	▶	▶					
								目標に対する具体的な進捗は無いが、引き続き検討していく。	目標に対する具体的な進捗はないが、引き続き検討していく。						
1-3 健全な財政運営の実現	市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討 [財政部収納課]	[財]	18	未収金を縮減し、税負担等の公平性と自主財源を確保するため、市税等収入金の収納率向上を図る必要がある。	全庁的な未収金対策として、口座振替の推進など新たな効果的な方策について、収納向上対策協議会において検討を進める。	平成21年度までに未収金の縮減と収納率の向上を図る。 [H22年度修正] 新たな収納方法について実施時期を含め最終方針を決定。	・口座振替推進キャンペーンの実施により口座振替納付推進(18年度～) ・収納向上対策協議会において、新たな収納方法導入等について協議しプロジェクトで導入に向けての仕様書等の検討を進めている。	[当初計画] ▶	▶						
								効果的な未収金対策の検討、順次実施							
								[実績と予定] ▶	▶	▶					
								収納金ごと、事務処理要領の整備に着手	収納金ごと、事務処理要領の順次整備 新しい収納方法のプロジェクトによる検討	収納金ごと、事務処理要領整備 新しい収納方法のプロジェクトによる方針検討					
1-1 効率的な行政の推進	葬祭事業の廃止 [生活部市民課]		19	葬祭事業を行う民間事業者が増加し、市の葬祭具の利用が減少している。	民間事業者の方針を説明、霊柩車運行体制の準備を求めると共に、霊柩自動車を減車。 民間事業者の販売実情調査により市民への影響を考慮し、料金について見直しする。 最終的には、市民の負担と民間事業者の対応状況を総合的に判断した上で、事業を廃止する。 [H22修正] 平成26年度に葬祭事業(霊柩自動車の運行、祭壇飾り付け、葬祭具販売)を廃止する。 [H22修正] 平成26年度(予定)の新斎場指定管理者制度導入に併せ、葬祭事業も見直しを行う。 最終的には、社会的弱者に対応する部分を指定管理者制度に移行し、事業を廃止する。	平成24年度に葬祭事業(霊柩自動車の運行、祭壇飾り付け、葬祭具販売)を廃止する。 [H22修正] 平成26年度に葬祭事業(霊柩自動車の運行、祭壇飾り付け、葬祭具販売)を廃止する。	市内の葬祭事業者へアンケートを行った結果、現段階では市と同等の料金でのサービス提供は困難であることから、平成26年度の新斎場供用開始に併せ、指定管理者選定における要求水準の中に本事業を取り込むことを提案の要件とし、事業主体をサービスの提供が可能な指定管理者に変更した。	[当初計画] ▶							
								霊柩自動車減車(1台) 葬祭具料金の見直し	方針の周知	方針の周知	葬祭事業の廃止(年度末)				
								[実績と予定] ▶	▶	▶					
								霊柩自動車減車(1台) 葬祭具料金の調査・見直し	方針の変更	方針の内容検討	方針の内容検討	方針の内容決定及び周知	方針の周知及び指定管理者選定	指定管理者制度へ移行及び葬祭事業廃止	
1-2 民間活力の活用	新斎場への民間活力の活用 [生活部市民課]		20	高齢社会の進展に伴う需要増を考慮し、斎場のあり方を検討する。 現斎場は火葬業務を委託しているが、新斎場についてはPFIや指定管理者制度の導入も考えられる。	地元住民の理解を得て建設計画が確定した後、新斎場の整備に合わせ、民間活力の活用を念頭におき、PFI導入の可能性調査などを実施した上で活用方針を決定する。	平成23年度までに指定管理者(PFI事業者)によるサービス向上、経費の節減を目指す。 [H22修正] 平成26年度に指定管理者制度を導入する。	PFI導入可能性を踏まえ整備手法を検討した結果、合併特例債の活用が財政上有利であり、併せて、管理運営については、指定管理者制度を導入する方針とした。	[当初計画] ▶	▶						
								方針検討・地元協議	方針検討・地元協議	事業者選定 条例改正	管理運営開始				
								[実績と予定] ▶	▶	▶	▶				
								方針検討・地元協議	整備手法の検討・方針の変更	方針の内容検討	方針の内容検討	方針の内容決定及び周知	方針の周知及び指定管理者選定	指定管理者制度へ移行	

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◻ 計画・予定 ◼ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・移働) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1-3 健全な財政運営の実現	北信保健衛生施設組合負担金の適正化 【生活部市民課】		20	北信保健衛生施設組合の火葬事業の負担金については、人口割100%で算出されており、火葬実績が考慮されていない。	平成23年度末竣工を目指し進められている新斎場の整備に合わせ、火葬の実情に見合った負担方法を導入するよう提案する。	平成24年度に火葬の実情を考慮した合理的な負担割合とする。	組合議会において、新斎場の運営費負担金については、人口割のほか、実績割りも加味するよう提案し、現在、継続協議となっている。	[当初計画]							
								構成市町との協議	構成市町との協議	構成市町との協議	構成市町との協議規約改正	新負担方法の導入			
								[実績と予定]							
								負担方法変更の提案	構成市町との協議(現状維持)	構成市町との協議	構成市町との協議規約改正	新負担方法の導入			
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 バスタ・ミナル連絡室及び大門連絡室の見直し 【生活部市民課/総務部庶務課】		22	市民の利便性を高めるために設置した連絡室の利用状況が、ピーク時と比較して減少傾向にある。	連絡室の必要性(利用状況、経費等)及び費用対効果を調査検証し、移転や統廃合も含めた今後の在り方について関係課と検討する。	利用する市民の利便性・安全性・快適性を高めるとともに、事業効率を高める。				[当初計画]					
													関係課による検討・関係機関との調整	方針決定、公表	
										[実績と予定]					
													関係課による検討・関係機関との調整	方針決定、公表	
1-3 健全な財政運営の実現	働く女性の家、勤労者女性会館しなのきの利用者負担の見直し 【生活部男女共同参画推進課】	[財]	21	社会経済情勢の変化や施設の利用状況等を考慮し、類似施設や同種サービス内の均衡を図るため実態に見合った負担額とする。	施設の利用状況等の把握・検討、類似施設や同種サービスとの調整により適正化を図る。	平成22年4月、働く女性の家の家講座受講料の見直し[受講料の段階的改定。1回200円を300円とする。(激変緩和1.5倍)] 勤労者女性会館しなのきの会議室使用料に、入場料等を徴収する場合の割り増し区分料金を新設する。 【H22修正】 H24年度から他の施設の講座受講料と均衡を図るよう、関係課と調整する。	H21.12月議会において条例改正を行い、H22.4.1施行により、働く女性の家の講座受講料の改正及び勤労者女性会館しなのき使用料の入場料等の徴収する場合における割増区分を新設することとした。	[当初計画]							
										検討調整適正化					
										[実績と予定]					
										条例改正	受講料の改定。1回200円 300円 勤労者女性会館しなのきの会議室使用料の改定				
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 働く女性の家の見直し 【生活部男女共同参画推進課】		22	南部働く女性の家と同一敷地内に南部勤労青少年ホームがあり、施設の設備や対象者の一部が重複するため、利用者の拡大と使用料の見直しを含めた施設の統廃合を検討し、事業効率を上げ、施設の有効利用を促進する必要がある。	産業政策課の雇用促進室と協議し、施設の設置目的、利用状況及び、指定管理期間等の相違を加味ながら利用対象者の拡大と使用料の見直しを含めた施設の統廃合について検討する。	利用する市民の利便性及び施設運営の効率性を高め、施設の有効利用を図る。				[当初計画]					
													関係課による検討	方針決定、公表	
										[実績と予定]					
													関係課による検討	方針決定、公表	

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1-1 効率的な行政の推進	福祉医療費給付水準の見直し [保健福祉部厚生課・財政部財政課]	[財]	18	医療保険制度改正や医療費の動向に大きく影響を受ける福祉医療費給付制度を適正な負担を求めつつ長期的に維持持続出来る制度とするため、所得に応じた適正な患者負担を求める必要がある。	平成19年度の答申に基づき、所得制限を設けていない受給資格について、他制度との関わり等について他市の状況等を調査し、審議会で審議する。 審議会については、平成21年度に市社会福祉審議会に福祉医療費給付制度に係る臨時分科会を設置して検討を行い、市社会福祉審議会で審議し、方針を決定する。	平成21年度に適正な所得要件区分等を策定・運用する。 [H22追加] 平成22年度に制度全体の見直しを行う。	福祉医療費給付金臨時専門分科会を立ち上げ、受給者負担金の見直し(1レセプトあたり500円)を決定した。 また、子育て支援の観点から、乳幼児等についても、給付対象範囲の拡大を決定した。	[当初計画] 調査審議会開催 [実績と予定] 入院時食事療養標準負担額等の1/2給付の廃止等							
1-1 効率的な行政の推進	高齢者等外出支援サービス事業の廃止 [保健福祉部高齢者福祉課]		19	合併による地区(豊野・戸隠・大岡)限定事業であるため、地域間の均衡や公平性等から他地区(地区社協)で実施している本事業と同様の事業を含む地域福祉サービス(移送サービス)に移行する必要がある。 [H22追加] 平成21年度の合併で中条から引継いだ事業も同様とする。	豊野・戸隠地区外出支援サービス事業は、平成20年度から地域福祉サービス事業で実施する。 大岡地区過疎地有償移送サービス事業は、交通政策課が計画している大岡地区の交通体系全般の見直し計画(平成20年度を目的)に位置付けるため、交通政策課とともに地元と調整していく。 [H22追加] 平成23年度から中条地区は、平成23年度から地域福祉サービスで実施する。	平成20年度に豊野・戸隠地区は、事業を廃止する。 大岡地区は平成20年度中に地区交通体系に位置付けて、地元調整ができた時点で廃止する。 [H22追加] 平成23年度に中条地区の事業を廃止する。	豊野・戸隠地区の事業は平成20年度から地域福祉サービス事業に移行。 大岡地区の事業は平成21年度から市バス事業に移行。	[当初計画] 大岡地区交通体系の見直し説明・周知 [実績と予定] 大岡地区交通体系の見直し説明・周知・了承		地元調整	事業の廃止				
1-1 効率的な行政の推進	すこやか入浴事業交付金の見直し [保健福祉部高齢者福祉課]		20	老人憩の家が設置されていない中心市街地での入浴交流施設確保を目的としているが、全市の公衆浴場が交付対象となっており、事業目的と実態が合致していない。	事業の効果検証を行った上で、平成20年度に長野市社会福祉審議会で見直し方針を定め、平成21年度に市民説明を行い、平成22年度に廃止する。	平成22年度に交付金を廃止する。	事業者及び利用者への説明・周知を図り、平成21年度をもって事業を終了とした。	[当初計画] 審議会で見直し方針の決定 [実績と予定] 審議会で見直し方針の決定		廃止に関する説明・周知	交付金の廃止				
1-3 健全な財政運営の実現	独居老人等緊急通報システム設置事業の利用者負担等の検討 [保健福祉部高齢者福祉課]		16	独居高齢者の増加により経費が増大し、また合併市町村間で実施内容に差異があり、見守り体制に違いがあるため事業内容を見直すと共に、他事業との均衡を図り利用者負担を導入して経費の節減を図り、継続可能な事業とする。	合併前からの各市町村ごとの設置対象要件を統一し、所得要件を加味した利用者負担の導入を検討するとともに、利用者及び議会へ説明し理解を得る。 [H22修正] 利用者負担の導入について、社会福祉審議会老人福祉専門分科会で答申を得た後、利用者及び議会へ説明し理解を得る。	事業内容を見直し平成21年度から利用者負担を導入し、経費の節減を図る。 [H22修正] 平成22年度に導入する。	利用者負担の導入について、社会福祉審議会老人福祉専門分科会に諮り、事業運営等にかかる経費の25%程度が妥当であるとの答申を得た。	[当初計画] 対象要件の統一利用者負担の詳細決定 [実績と予定] 対象要件及び利用者負担の検討		稼働					

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◁ 計画・予定    ▶ 実際の進行状況    方針決定    改革目標の完了(実施・稼働)    ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画								
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1-3 健全な財政運営の実現	老人憩の家(入浴施設)の利用者負担の見直し及び施設の再編  [保健福祉部高齢者福祉課]	[財]	21	同種サービス内での負担に不均衡が生じていることから全庁的な方針により見直すもの。憩の家は老朽化し大規模改修又は建替等の必要性が生じていることから民間と競合する「憩の家」の入浴施設部分については段階的に縮小しながら、老朽化した「憩の家」について再編を行う。	改革項目は、あんしんいきいきプラン21(平成21年度～平成23年度)の計画で了承されていることから、利用者負担の基準に基づき見直す。老人憩の家再編については、外郭団体の見直し方針等を含め決定する。	平成22年4月の改定に向け庁内合意や市民周知を行う。老人憩の家の再編について、平成21年度中に方針を決定し平成23年度までの実施を検討する。	平成21年度は、利用者負担の見直しについて社会福祉審議会に諮問し、答申を受けて平成22年度に料金改定を行う予定)	[当初計画] 利用者負担 憩の家再編 →	利用者負担 周知、説明 老人憩の家 方針決定 →	[実績と予定] 利用者負担 憩の家再編 →						
1-3 健全な財政運営の実現	老人福祉センター、シニアアクティブルーム、老人大学講座の内容及び受講料の見直し  [保健福祉部高齢者福祉課]	[財]	21	目的、対象は異なるが、講座内容が同種同等の類似施設の場合、利用者の負担に不均衡が生じていることから全庁的な方針により見直すもの。	次期あいプラン策定の中で、市民意見の聴取を行うとともに、長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会において審議及び了承を得る。	平成24年度からの実施に向け長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の意見を踏まえ、市の方針を決定し、市民に示す。	平成21年度は、受講料等の見直しについて社会福祉審議会に諮問し、検討を継続している。	[当初計画] 見直し方向性の決定 →	調査等及び分析 →	[実績と予定] 見直しの検討 →	新計画について、審議会諮問、答申、計画策定、公表 →	基準に基づく負担の実施				
1-1 効率的な行政の推進	【新規】大岡老人福祉センターの見直し  [保健福祉部高齢者福祉課]		22	大岡老人福祉センターは、高齢者には使いにくい場所があり、利用率の低い状況が続いている。	現在実施している講座は、利便性の良い場所での継続を検討し、老人福祉センターの施設については、今後の利活用を地元や関係課と調整のうえ、用途変更または休廃止を含めた見直しを図る。	平成23年度中に見直し方針を決定し、24年度から実施する。		[当初計画] 講座場所の見直し 既存施設活用の調整 →	方針の決定	実施						
1-3 健全な財政運営の実現	母子・寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化  [保健福祉部保育家庭支援課]	[財]	18	貸付金の滞納額が増加しているため、滞納者に対する償還指導の見直しなど未収金対策を強化し、安定的な運用を図る必要がある。	滞納者の生活状況を把握し、電話催告、訪問徴収を定期的に実施し、過年度滞納額の減少を図るとともに、新規滞納者の早期対応により、滞納繰越額を抑制し、償還率の向上を図る。 また、支払い督促など法的手続きの導入について、引き続き検討を行う。	平成18年度～22年度の滞納繰越分収入額 15,000千円(年3,000千円)(過去5年間の滞納繰越分収入額約10,000千円の1.5倍を目標に設定)	滞納者へは、電話や訪問による催告を実施し、誓約書等を提出いただき、定期償還を促した。これらに対応により、昨年引き続き、目標の滞納繰越分収入額である年額300万円を達成することができた。	[当初計画] 収入目標額 3,000千円 →	収入目標額 3,000千円 →	収入目標額 3,000千円 →						
								[実績と予定] 収入実績額 5,952千円 (H21.2未現在) →								

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◻ 計画・予定 ◼ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画									
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
1-2 民間活力の活用	市立保育所の見直し [保健福祉部保育家庭支援課]		15	市立保育所の運営を見直し、民営化及び保育所の適正配置・適正規模化による統廃合を進め、限られた財源と人材を保育サービスの拡充と子育て支援の強化に活用したいため。	保護者及び地域関係者(区長会・民生児童委員協議会など)に市の方針を説明すると共に、民営化等による保育内容やスケジュールなどを提示し、理解を得るよう進めている。	運営委託又は移管による民営化への可能性の検討と具体化 [H21修正] 川田・下水鮑・城東保育園について、運営委託または移管の時期を平成23年度とする。 [H22修正] 川田・下水鮑保育園について、運営委託の時期を平成24年度とする。	・三輪保育園:H21年度から運営委託を開始 ・城東保育園:H23年4月の済生会長野保育園への移管統合を決定 ・川田保育園:H24年度の運営委託を決定し、選考委員会を設置 ・下水鮑保育園:保護者・区長会・民協・市の4者懇談会を開催し、協議を行った。	[当初計画] 方針検討、地元調整 [実績と予定] 三輪 城東 川田 下水鮑 三輪保育園引継ぎ保育の実施、川田・下水鮑・城東保育園は引き続き協議。	三輪保育園委託実施 2保育園委託、1保育園民営化								
1-1 効率的な行政の推進	【新規】母子生活支援施設の見直し [保健福祉部保育家庭支援課]		22	提供するサービスに対するニーズの増加は考えられるものの利用者が減少している傾向にあるため、施設整備、サービスの提供方法、運営の在り方などについて見直しを行う。	母子生活支援施設の施設や支援・運営の在り方などについて問題点等の把握を行うとともに、全国の母子生活支援施設の状況も調査する中で、施設の在り方について検討を行う。 また、長野県及び関係市町村との連携など広域的な観点での対応の可能性も検討する。	担当課等において調査や問題点等の把握を行い、平成24年度までに施設の在り方について方針を決定する。		[当初計画] 担当課等による検討 [実績と予定] 担当課等による検討								方針決定、公表 方針決定、公表	
1-1 効率的な行政の推進	【新規】公設民営保育所(清野・西条)の見直し [保健福祉部保育家庭支援課]		22	少子化に伴い園児数が減少し、園児の集団生活に支障をきたしていることから、施設の縮小、統廃合など施設の合理的な配置について検討を行う必要がある。	保護者及び地域関係者(区長会・民協など)を含めた検討委員会において、方向性を検討する。	地域の検討委員会による協議を経て、平成24年度までに方針を決定し、平成26年度からの実施を目指す。		[当初計画] 地域検討委員会による協議 [実績と予定] 地域検討委員会による協議								方針決定 方針決定	実施 実施
1-1 効率的な行政の推進	市民のつどい廃止の検討 [保健福祉部人権同和政策課]		21	都市内分権の推進に伴い、住民自治協議会等新たな取り組みが構築されつつある。	実行委員会等関係機関と協議し廃止時期の決定をする。 [H22修正] 平成22年度に実行委員会の構成団体が解散となるものが多いため、実行委員会での開催は21年度までとし、22年度は市主催で開催する。	市民のつどいの廃止時期の決定。 [H22修正] 平成22年度に審議会で廃止時期を検討する。	平成21年度は市民のつどいを実施したが、平成22年度に審議会で廃止時期を検討することとした。	[当初計画] 実行委員会 [実績と予定] 審議会であり方検討の中で廃止時期を検討する。									

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◁ 計画・予定    ▶ 実際の進行状況    方針決定    改革目標の完了(実施・稼働)    ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画									
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
1-1 効率的な行政の推進	保健保養訓練センターの廃止を含めた見直し [保健所健康課]		21	介護保険制度創設以来、機能回復訓練という当初の施設の役割が徐々に薄れ、温泉宿泊施設とほぼ同様になっているため、「外郭団体見直し指針」において、施設の廃止又は指定管理者である開発公社への譲渡を検討することとしている。	当該施設の他、隣接の松代荘、松代老人憩の家3施設全体のあり方について、本市の指針をとりまとめ、指定管理者である開発公社へ提示し、施設のあり方について協議を行った上で、最終方針を決定する。	平成24年度に廃止又は譲渡等の実施。	平成23年度末をもって保健保養訓練センターの廃止又は譲渡を前提に関係課と協議。	[当初計画] ▶ 最終方針決定									
1-1 効率的な行政の推進	保健センターの再編に向けての検討 [保健所健康課]		21	保健センターは、9つの保健福祉ブロックに各1か所の設置を目標に整備してきたが、平成17年に合併した4町村の各保健センターは、従前どおり継承されることとなり、そのため、施設の利用や利用者数、職員の配置等において、全市のみにみれば、均衡を欠く状況が生じている。	建設予定の(仮称)中部保健センターの具体的な建設場所の調査と併せ、既存の保健センターや新たな合併町村も含め、利用者の利便性に配慮しつつ、効率的かつ効果的な保健センター運営のための再編に向けた検討を行う。	平成23年度までに保健センターの再編の方針を決定。	(仮称)中部保健センターの建設場所については、具体的な進展なし。保健センターの再編については、合併町村を含めた効率的な運営に向けて検討を行った。	[当初計画] ▶ センター再編の検討								施設の段階的再編の実施	
1-3 健全な財政運営の実現	各種がん検診の利用者負担額の見直し [保健所健康課]	[財]	21	がん検診は、その費用の一部を利用者からの負担金で賄っているが、検診ごとに負担割合が一定ではなく、均衡が取れていない。また、利用者負担額の明確な根拠や制限がない。	利用者負担額の見直し、受診者数の増減に直接影響を与えることを考慮しつつ、関係機関(医師会等)と慎重に協議、検討を行い、段階的に改定を進める。	各種がん検診の利用者負担額の適正化。	医師会及び歯科医師会並びに保健所運営協議会に対し、利用者負担額の適正化についての本市の基本的考え方を説明。	[当初計画] ▶ 見直し案作成、関係機関と協議・検討								新たな利用者負担金によるがん検診の実施	
1-1 効率的な行政の推進	河川水路をきれいにする推進会補助金の廃止 [環境部環境政策課]		20	上流に市街地、下流に農地があることから、昭和48年に結成され、水質浄化の啓発、河川バトロールや報告会を行い、住民意識の向上・河川浄化・水洗化の促進を図ってきた。水洗化が進み、水質もかなり浄化され、一定の役割を果たした。	市北部の20地区・6用水・4土地改良区が加入、役員は区長・環境美化推進会長・用水組合役員・土地改良区役員である。都市内分権団体見直しにより、区長・環境美化推進会長の委嘱が廃止される見込みであり、住民自治協議会の枠組みの中で活動や財源について団体と協議する。	平成22年度、住民自治協議会一括交付金の施行時に補助金を廃止する。	平成21年度をもって補助金を廃止した。	[当初計画] ▶ 団体との協議								補助金廃止	
								[実績と予定] ▶ 団体との協議を実施									補助金廃止

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◻ 計画・予定 ◼ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1-1 効率的な行政の推進	市有建物の省エネ・CO2削減のための省エネ診断の実施と改修 [環境部環境政策課・建設部建築課]		21	地球温暖化対策のための省エネ・CO2削減は、本市にとっても大きな課題である。長野市役所温暖化防止実行計画の温室効果ガス削減目標を達成する。	市有施設の省エネ診断を順次行い、CO2削減のため高効率エネルギー機器等への改修を進める。	温室効果ガスの総排出量を、平成24年度までに、平成18年度(2006年度)比13.5%削減する。	・温室効果ガス排出量は平成20年度7.1%減(18年度比) ・信州省エネパトロール隊に参加し省エネ診断の研修実施 ・改正省エネ法に対応するため庁内の体制について検討	[当初計画]	省エネ診断の実施	省エネ診断の実施・省エネ改修	省エネ診断の実施・省エネ改修	省エネ診断の実施・省エネ改修			
1-3 健全な財政運営の実現	一般廃棄物処理(し尿処理)手数料の利用者負担の見直し [環境部生活環境課]	[財]	21	公共下水道等の整備により、し尿収集世帯が減少するため、し尿処理に係るコストが上昇し、手数料に反映する必要がある。	下水道使用料との均衡を考慮しながら、改定を検討する。審議会に改定案を諮問し、答申を基に改定内容を決定していく。	平成21年度に手数料の改定案を検討し、平成22年度に審議会に諮問し、答申を受け平成23年度に改定する。	原価計算コストと下水道使用料との均衡を考慮して改定案を検討・作成	[当初計画]	改定案を作成する	審議会に諮問し、答申を受け決定	改定				
1-1 効率的な行政の推進	衛生センターの在り方の検討 [環境部衛生センター]		15	下水道の普及により収集量が減少しているため、し尿処理の今後の在り方を検討する必要がある。	広域連合し尿処理専門部会における、し尿処理施設の在り方と統廃合についての調査・検討結果を受け、施設の在り方を検討する。	平成22年度に広域連合の検討結果により実施。	・広域連合し尿処理専門部会で、引き続き調査、研究及び検討。 ・下水道投入(終末処理場で汚水を処理)について、資料の収集を行った。	[当初計画]	広域連合し尿処理専門部会で調査・検討	広域連合し尿処理専門部会で調査・検討	広域連合し尿処理専門部会で調査・検討結果により、実施				
1-3 健全な財政運営の実現	勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの受講料の見直し [産業振興部産業政策課]	[財]	21	利用者負担割合の基準がなく、公平性、透明性を尊重した負担額となっていない。	平成21年度に利用料金制への移行後、指定管理者の運営状況と利用状況を把握する中で適正化を図る。	平成21年度検討、23年度適正化。 [H22修正] H24年度から他の施設の講座受講料と均衡を図るよう、関係課と調整する。	関係課(男女共同参画推進課)、指定管理者と講座の運営状況、利用状況等について情報交換を実施	[当初計画]	検討	調整	適正化				



# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例： ◻ 計画・予定 ◼ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画								
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの見直し  [産業振興部産業政策課]		22	南部勤労青少年ホームと同一敷地内に南部働く女性の家があり、施設の設備や対象者の一部が重複するため、利用者の拡大と一体的な利用について検討をし、施設の有効利用を促進する必要がある。	男女共同参画推進課、指定管理者と施設の設置目的、利用状況について情報交換を行うとともに、施設の一体的な利用等について検討を行う。	現在の指定管理者の指定期間が平成25年度末までであるため、平成24年度中に方針を決定をする。	◻	[当初計画]	◻	◻	◻	◻	◻	◻	◻	◻
								関係課による検討				方針決定、公表				
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 農村改善施設の見直し  [産業振興部農政課]		22	農村環境改善センター等8施設のうち、ほとんどの施設は、地域住民などに有意義に利用されており、利用状況も良いが、一部の施設で、利用者の減少が見られる。施設の老朽化もすすみ、経年劣化による修繕費などが増加している。	一部の施設については、施設の老朽化による経費の増加がみられ、平成22年度実施予定の耐震診断の結果により耐震改修が必要となる可能性もある。地元との協議や費用対効果の調査検証を経て、施設のあり方について検討する。	平成23年度中に方針を決定する。	◻	[当初計画]	◻	◻	◻	◻	◻	◻	◻	◻
								関係課による検討 耐震診断				耐震改修設計方針決定 公表				
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 大岡農水産物処理加工施設の見直し  [産業振興部農政課]		22	中山間地域における地域振興、地産地消をはじめとする農業の活性化に対する効果という観点から、地元への譲渡を含め、様々な活用方法について検討する必要がある。	利用者増に向けた取り組みをするとともに、地元との協議や費用対効果の調査検証を経て、施設のあり方について検討する。	現在の指定管理者の指定期間が平成24年度末までであるため、平成23年度中に方針を決定をする。	◻	[当初計画]	◻	◻	◻	◻	◻	◻	◻	◻
								利用者増のための取組み				検証・方針決定				
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 林業関係施設の見直し  [産業振興部森林整備課]		22	林業関係施設(樽池運動公園広場、林業者宿泊施設、林業センター)について、利用者数が少なく、施設の有効活用が図られていない。	利用者増に向けた取り組みをするとともに、経費削減に取り組む。また、地元との協議を行い、施設のあり方について検討する。	平成24年度中に方針を決定をする。	◻	[当初計画]	◻	◻	◻	◻	◻	◻	◻	◻
								利用者増・経費削減の取組み				検証		方針決定		
								[実績と予定]	◻	◻	◻	◻	◻	◻	◻	◻
								利用者増・経費削減の取組み					検証		方針決定	

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◁ 計画・予定    ▷ 実際の進行状況    方針決定    改革目標の完了(実施・稼働)    ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画								
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1-1 効率的な行政の推進	中心市街地活性化事業補助金(TMO運営補助)の終期設定 [産業振興部商工振興課]		20	平成15年度からTMOの運営費を補助しており、継続的な支援に依存しない自立した体制の確立を促すため。	現在進められている「長野市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業の進捗状況及び主体事業の収益状況をみながら補助金額の段階的な削減と廃止を進める。	基本計画の終了する平成23年を終期とし、平成24年に補助金を廃止する。	平成22年度の補助金減額(25%削減)について説明し、了解を得たため、予算化を行った。	[当初計画] 段階的な減額及び廃止時期の調整 [実績と予定] 減額及び廃止時期の説明	→	方針決定	H21補助額の25%削減	H21補助額の50%削減	廃止			
1-2 民間活力の活用	【新規】鬼無里ふるさと体験施設の民間譲渡(民営化) [産業振興部 商工振興課、観光課]		22	増収傾向にある地元特産加工品の販売を強化するなど、事業全体の経営面に配慮し、地元と協議を進め、地元企業などへの譲渡について検討する必要がある。	22年度 地元及び議会への説明 23年度 方針決定 施設売却の入札 廃止条例案の上程 売買契約締結 24年度 施設引渡し	現在の指定期間満了後の平成24年度に施設の民間譲渡(民営化)を行う		[当初計画] 地元との協議 議会への説明 方針決定 施設売却入札 廃止条例案の上程 売買契約締結 [実績と予定] 施設引渡し	→				施設引渡し			
1-2 民間活力の活用	飯綱高原スキー場の縮小 [産業振興部観光課]		18	全国的なスキー人口の減少に加え、暖冬傾向による不安定な積雪状況で、各スキー場は厳しい経営状況にあるため、将来的なあり方についての検討が必要となっている。	スキー場の運営方針並びに位置付けを明確に定め、指定管理者制度を継続する中で、最大限経費が縮減できるよう検討を進める。平成20年度は、リフトの休止によりコースの一部を縮小し、効率的な経営を進める。今後はグリーンシーズンにおける活用方法についても検討を進める。	運営收支の改善 繰上・貸付目標額を、80,000千円以下とする。(平成18年度繰上金130,000千円)	H14に第6リフト、H18に第7リフト、H20に第5リフトを休止したが、第5リフトについては利用者からの要望も強く、H21に指定管理者の自主事業で運行を再開。	[当初計画] コースの一部縮小 指定管理者の選定 [実績と予定] 第5・6・7リフト休止、里谷多英・Gコース閉鎖	→	指定期間(3年間) 指定管理者による收支改善	指定管理者による收支改善	指定管理者による收支改善				
1-2 民間活力の活用	聖山パノラマスキー場の廃止 [産業振興部観光課]		18	全国的なスキー人口の減少に加え、暖冬傾向による不安定な積雪状況で、各スキー場は厳しい経営状況にあるため、将来的なあり方についての検討が必要となっている。	平成19年度から3年度間の指定管理者制度期間内に、指定管理者や地元と協議を行い、廃止を含め方向性を決定する。	平成22年度までに協議の上、廃止する。	平成20年11月「聖山パノラマスキー場あり方研究会」から「平成21年度末をもって廃止することがやむを得ない。」との提言が市長あてに提出され、市としても廃止を決定した。現在後利用を検討中	[当初計画] [実績と予定] 「聖山パノラマスキー場あり方研究会」で協議、検討、廃止決定	→							

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◻ 計画・予定 ◼ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・移働) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1-2 民間活力の活用	奥裾花観光センター及び鬼無里山岳公園の指定管理者制度導入 [産業振興部観光課]		20	民間のノウハウによる効率的な施設運営とサービスの向上を実現するため、市有施設の管理運営方針において、本施設を「指定管理者制度を導入する施設」と位置付けている。	20～21年度 指定管理者選定準備 22年度 指定管理者選定 23年度 指定管理者による管理運営開始	平成23年度に指定管理者に移行し、サービス向上、経費削減を図る。	本施設は、事業を運営する上で林道の災害等が起因する不安定要素が多く計画的な管理運営が難しいことから今後、地元と施設のあり方について協議した上で導入時期を検討する。	[当初計画]							
								選定準備	選定準備	指定管理者選定	管理運営開始	[実績と予定]			
1-1 効率的な行政の推進	【新規】大岡交流施設(大岡温泉)の見直し [産業振興部観光課]		22	利用状況等から観光施設以外で施設の有効活用が可能か検討する必要がある。	現在の利用状況等を考察し、庁内関係課と地域との連携により、施設の方針(あり方)を検討する。	平成23年度に施設の方針を決定する。		[当初計画]							
										利用状況等考察関係課による検討	方針決定	[実績と予定]			
1-2 民間活力の活用	【新規】大岡アルプス展望ふれあいセンターの民間譲渡 [産業振興部観光課]		22	現状の利用状況・利用形態から、民間へ譲渡することによりさらなる施設の有効活用が可能か検討する必要がある。	譲渡に向けた条件を整理し、譲渡可能か判断する。	平成22年度に譲渡可能か検討し、可能な場合は実施時期を含めて方針を決定する。		[当初計画]							
										条件整理・検討	方針決定	[実績と予定]			
1-1 効率的な行政の推進	【新規】品沢高原観光施設の民間譲渡・廃止 [産業振興部観光課]		22	別荘地管理については、利用者が減少している状況から、また体育館等付帯施設も利用者が少なく、施設も老朽化しているため、将来的なあり方についての検討が必要となっている。	現在の利用状況等を考察し、今後のあり方について検討する。	平成22年度に施設のあり方を検討し、方針を決定する。		[当初計画]							
										関係課による検討	方針決定	[実績と予定]			

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◻ 計画・予定 ◼ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・移備) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画									
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 大岡観光施設の見直し [産業振興部観光課]		22	大岡観光施設の中心だった聖山パラマスキー場が平成21年度末をもって廃止となった。今後も存続していくパラマホテル・テニスコート・マレットゴルフ場・オートキャンプ場の有効利用につながるスキー場の後利用実施計画が必要となっている。	22年度 後利用整備計画策定 23年度から25年度 後利用整備計画に基づき整備を行う。	スキー場廃止後のパラマホテル・テニスコート・マレットゴルフ場・オートキャンプ場の利用者増加につながる後利用計画を策定し、整備を行う。		[当初計画] 後利用整備計画策定 [実績と予定] 後利用整備計画策定									
1-2 民間活力の活用	茶臼山動物園の獣舎改修費への民間資金導入 [都市整備部公園緑地課]		20	老朽化した動物園獣舎の改修に際し、動物園施設を活用した資金調達として、民間資金の導入を検討する。	平成20年度検討組織を設置。平成21年度民間資金導入の検討。	平成22年度に民間資金を導入して獣舎を改修する。 [H21修正] 民間資金を導入して獣舎を改修する。	景気低迷により民間から大口の資金調達が困難なことから、平成22年度からは、ふるさと納税制度の活用や、ホームページでのPR等を実施することにより、寄付金の募集を広く市民にも求めることに決定した。	[当初計画] 組織設置検討 [実績と予定] 組織設置検討、方策決定	検討 方策決定	獣舎改修							
1-3 健全な財政運営の実現	大岡農村文化交流センターの利用者負担の見直し [教育委員会学校教育課]	[財]	21	大岡農村文化交流センターにて山村留学事業を行っており、利用料を山村留學生の保護者が負担している。利用者負担額の明確な根拠が無かったことから、行政サービスの利用者の負担に関する基準に基づく適正な利用料に改定するもの。	山村留学を行っている、他地域の利用者負担額や利用者負担額が大きく減少しない範囲の利用料を検討し支所、事業者と協議の上改定を進める。	利用者の負担額の適正化。	平成21年度12月に利用料改定の条例改正を行い、平成22年4月1日から施行する。	[当初計画] 条例改正・公表 [実績と予定] 条例改正・公表	実施								
2-3 成果を重視した行政運営	定時制高校生に対する奨学金制度の見直し [教育委員会学校教育課]		20	有為な人材を育成することを目的とし、昭和49年度から授業料相当額の給付を行ってきた。平成18年度からは、授業料の2分の1に減額したが、経済的に授業料の負担が困難な家庭は減少しており、また、全日制の生徒との均衡が保たず、見直しが必要である。	平成20年度の入学者(編入者を含む)から奨学金の給付を廃止する。	平成19年度までの入学者すべての卒業をもって、平成23年度に奨学金を廃止する。 [H22修正] 休学者に対応するため、廃止を平成25年度以降に延期する。	平成20年度の新入学者(編入者を含む)から奨学金の給付を廃止した。 現在は、平成19年度以前に入学した者のみ、給付を行っている。ただし、休学者が数名いるため、事業の終了年度は25年度以降になる見込み。	[当初計画] 新1年生から廃止(給付対象:2~4年生) [実績と予定] 新1年生から廃止(給付対象:2~4年生)	給付対象:3~4年生	給付対象:4年生	給付の廃止						

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◁ 計画・予定    ▶ 実際の進行状況    方針決定    改革目標の完了(実施・稼働)    ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
2-3 成果を重視した行政運営	姉妹都市交換派遣 高校生の事業内容 見直し  [教育委員会学校教育課]		20	本事業の推進が、学校内における国際理解教育全体の充実に対して十分に機能していないと考えられるため。	国際理解教育体系の中に海外派遣事業を位置付け、最も効果的な事業内容とするよう検討する。姉妹都市交流と併せて、ノッティンガム(イギリス)との交流についても検討する。	平成22年度までに最も効果的な内容を構築し、姉妹都市及びノッティンガムとの交流を行う。	・クリアウォーターの高校生の受入れと市立長野生徒の派遣 ・ノッティンガム、サウスウォルズ・コミュニティ・スクールの生徒の受入れと留学制度の検討	[当初計画]							
								派遣内容の検討	新たな内容の構築	新たな内容で実施					
1-2 民間活力の活用	公民館への指定管理者制度の導入  [教育委員会生涯学習課]		20	住民の自治活動の拠点として改めて公民館を位置づけ、地域に根差した住民の手による生涯学習・社会教育活動の促進と効率的な経営を図るため。	地域に密着した運営を行える受託者として、住民自治協議会を想定しており、受託を希望する住民自治協議会の体制を見極めながら、委託内容を具体的に協議していく。	平成22年度以降、受託を希望する地域の公民館から指定管理者制度を導入していく。	地区からの要請を受け、5地区で公民館指定管理導入に至る経過、内容、今後のスケジュール等について出前講座を実施し、周知に努めた。	[当初計画]							
								委託内容の検討	委託を希望する住民自治協議会との協議	指定管理者制度の一部導入					
1-3 健全な財政運営の実現	公民館成人学校の利用者負担の見直し  [教育委員会生涯学習課]		19	民間で同様の事業が行われている中で、成人学校を存続させるために応分の利用者負担を求める。	受講者の経費負担の増加を緩和するため、段階的に受講料を引上げる。	平成23年度に8,000円となるよう段階的に引き上げる。	平成20年度の5,800円から、6,500円に引き上げた。	[当初計画]							
								1学期 5,800円	1学期 6,500円	1学期 7,300円	1学期 8,000円				
1-3 健全な財政運営の実現	公民館講座受講料及び施設使用料のあり方の検討  [教育委員会生涯学習課]		20	講座の受講料や公民館の使用料は社会教育目的であれば原則的に無料であるが、利用する人と利用しない人の公平性が確保できないため。	統一的な基準に基づき受講料、使用料を算出し、利用者への説明、理解を得た上で負担を求めていく。	平成22年度から、原則的に受講料・使用料を徴収していく。 [H22修正] 平成24年度から他の施設の講座受講料と均衡を図るよう、関係課と調整する。	生涯学習課・公民館職員をメンバーとするプロジェクトを設けて検討を行ったが、職員の常駐していない分館の扱いなどが課題となり、具体的な結論を導き出せなかった。	[当初計画]							
								負担内容の検討	利用者への説明、周知	利用者負担の実施					

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◻ 計画・予定 ◼ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1-3 健全な財政運営の実現	児童館・児童センター等の利用者負担の検討 [教育委員会生涯学習課]		18	登録児童数が年々増加し、利用者ニーズが高まる中、サービス提供の公平性の確保や、内容の充実を図る上で、利用者負担の検討が必要である。	市社会福祉審議会へ諮問し、導入の是非も含め検討を行い、答申結果により関係者への周知と理解を得ていく。 [H22追加] 平成21年2月の答申を基に利用料金制導入を目指していたが、長引く経済不況や国の施策の動向、子育て世帯に対する負担の軽減等を鑑み、市の施策として従来どおり無料で実施するという方針となった。	平成21年4月から利用料金制の導入を目指す。 [H21修正] 平成22年4月から利用料金制の導入を目指す。 [H22修正] 利用料は無料とする。	平成22年4月の利用料金制導入のため、関係者や利用者(保護者)への説明会を計画したが、市の施策として従来どおり無料で実施となったため、その方針変更の周知を行った。	[当初計画] ▶	▶						
								[実績と予定] ▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
								平成21年2月に答申	従来通り無料とした	早期に全校区での拡充整備を実施するが、社会情勢等を踏まえながら利用料の見直しを継続する。					
1-3 健全な財政運営の実現	少年科学センターの利用者負担の見直し [教育委員会生涯学習課]	[財]	21	行政サービスに対する適正な利用者の負担の確保・サービスの利用者との市民との負担の公平性の確保	利用料金を値上げすることに伴う利用者数の減少を考慮し、その影響が最小限にとどまるよう、指定管理者の意見も取り入れながら教育委員会としての試案を作り、青少年健全育成審議会において協議をする。	平成21年度に新利用料金を決定する。 [H22修正] 施設のあり方の検討結果を踏まえ、見直しを行う。	利用者を対象にしたアンケート調査結果の検討、及び自主事業の増加等により改善を図ることとし、入館料見直しは据え置きとした。	[当初計画] ▶	▶						
									条例改正	実施					
									[実績と予定] ▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
									方針の決定	入館者増のための事業の企画・実施	検証				
1-3 健全な財政運営の実現	生涯学習センターの講座受講料の見直し [教育委員会生涯学習課]	[財]	21	現在、講座ごとに無料・有料を決定しているが、利用者負担割合に関する統一基準が整備されたことから、改めて適正な受講料について検討し、見直す必要がある。	講座の公益性・私益性についての統一基準を参考に、受講者へのアンケートや今後設置予定の(仮称)長野市生涯学習センターパワーアップ検討会などを通じて料金改定の検討を実施する予定。	平成23年度から料金改定予定。 [H22修正] 平成24年度から他の施設の講座受講料と均衡を図るよう、関係課と調整する。	長野市生涯学習センターパワーアップ検討会を立ち上げ、事業内容、今後の方向性等の検討を始めた。	[当初計画] ▶	▶						
									検討会などで検討	方針決定	実施				
									[実績と予定] ▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
									今後の方向性等の検討	方針決定	実施				
1-3 健全な財政運営の実現	[新規] 青少年錬成センターの利用者負担の見直し [教育委員会生涯学習課]	[財]	22	行政サービスに対する適正な利用者の負担の確保・サービスの利用者との市民との負担の公平性の確保	利用料金を値上げすることに伴う利用者数の減少を考慮し、その影響が最小限にとどまるよう、指定管理者の意見も取り入れながら教育委員会としての試案を作り、青少年健全育成審議会において協議をする。	平成22年度に新利用料金を決定する。									
										▶	▶				
										条例改正	実施				
									[実績と予定] ▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
										条例改正	実施				

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◁ 計画・予定    ▶ 実際の進行状況    方針決定    改革目標の完了(実施・稼働)    ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画									
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 少年科学センターの見直し  [教育委員会生涯学習課]		22	行政サービスに対する適正な利用者負担の確保を検討すると同時に、施設で実施する事業内容の見直し・検討を行い、入館者の増加と利用者負担の軽減に繋げる必要がある。	企画・催事の内容の充実、実施日や募集人員数の拡大、大学や高専など学校との連携を図る等の見直しを行う。	平成25年度までに入館者を10万5千人まで増加(H20年度比8.5%増)させる。		[当初計画] 入館者を増やすためのソフト事業の拡大 施設の見直し結果について年度ごとに検証	▶							入館者数10万5千人	
								[実績と予定] 入館者を増やすためのソフト事業の拡大 施設の見直し結果について年度ごとに検証	▶								入館者数10万5千人
1-3 健全な財政運営の実現	博物館(本館)の入場料の見直し  [教育委員会博物館]	[財]	21	基準による負担割合との整合性をはかるため、及び類似施設の入館料との均衡が取れていないため、利用者負担の公平性を確保するため。	教育委員会内部でどのような改定をしていくか検討していく。	[当初]平成22年4月に改定。 [H22修正]リニューアルも視野に入れ、ボランティアの養成や学校との連携を図りながら入館者増、入館料増を図る。	「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」では、1.5倍の料金改定方針が示されていたが、諮問機関である博物館協議会の意見や利用者の声を踏まえ、検討した結果、学習施設としての博物館の入館料は据え置くこととした。	[当初計画] 教育委員会で協議	▶								
								[実績と予定] 方針の決定	▶								入館者増のための事業の企画・実施 検証
1-1 効率的な行政の推進	スパイラルのあり方の検討  [教育委員会体育課]	[財]	18	施設の運営維持管理に多額の経費が投じられているが、利用者及び利用期間が限られ、十分な利用料等の収入が望めないこと、及び製氷経費について長野オリンピック記念基金から補助を受けているが基金も平成21年度に枯渇してしまうため、施設のあり方についての検討が必要である。	ナショナルトレーニングセンター競技別拠点施設指定の継続要望を進め、国からの応分の負担を求めていく。	コース整備経費及びスポーツ科学サポート設備配置費について応分な財政措置を得られるよう国に要望するとともに、平成21年度までに長野オリンピック記念基金枯渇後の施設のあり方を決定。 [H22修正]NTC指定の有無により方針を決定する	ナショナルトレーニング競技別強化拠点施設(NTC)の指定を受けられるよう、文部科学省、JOC等に要望した。22年度からNTCの指定方法が変更されるとともに、バンクバー五輪の成績によるNTC指定の有無が不透明である。その後、施設の在り方の方向性を検討する。	[当初計画] 情勢の見極めあり方検討	▶	方針決定							
								[実績と予定] 情勢の見極めあり方検討	▶								NTC指定の有無により方針決定

# 行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

凡例: ◻ 計画・予定 ◼ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働) ---▶ 計画未定

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成21年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1 - 2 民間活力の活用	体育施設の指定管理者制度の導入に伴う公の施設の管理・運営の検討  [教育委員会体育課]		20	平成17年度に指定管理者を募集し、指定管理者制度に移行できない体育施設24施設について制度導入を検討する。	社会体育館等の有料化導入後、施設の使用料収入を見極め導入可能な施設から指定管理者制度に移行する。	平成23年度までに指定管理者に移行する施設 24(篠ノ井村山スポーツセンター、城山テニスコート、社会体育館20館、昭和の森フィットネスセンター、アーチェリー場) [H22修正] 今後必要経費等を検討したうえで、平成23年度以降指定管理者を選定する。	松代体育館に指定管理者制度を導入した。	[当初計画]							
								[実績と予定]							
1 - 3 健全な財政運営の実現	体育館等使用料の見直し  [教育委員会体育課]	[財]	18	社会体育館等の一部施設及び学校開放体育施設においては、使用料無料により運営維持管理しているが利用者負担の考え方から適正な使用料徴収を導入する必要がある。	周知期間を考慮し、有料施設について料金改定を行う。無料施設については有料化を検討する。	社会体育館等35施設について、平成21年度からの有料化を検討する。 [H22修正] 「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」により実施年度を平成23年度当初とする。	「体育施設の使用料等見直しの考え方」に基づき、有料施設について改定の素案を作成中。今後、指定管理者への協議を進め改定案を作成していく。	[当初計画]							
								[実績と予定]							
2 - 3 成果を重視した行政運営	救急隊員と消防隊員の兼務制の導入  [消防局総務課・警防課]		20	消防出動が少ない中山間地域の業務の効率化のため、救急隊員と消防隊員の兼務制を導入する必要がある。	兼務制導入による消防体制の調査・研究及び職員の育成等を実施し、関係機関及び地元関係者等に説明を行う。	平成21年度に兼務制を導入する。 [H21修正] 平成24年度に兼務制を導入する。	中山間地域の災害発生状況等について詳細に調査を実施。調査結果に基づき、兼務制導入後の補完体制について検討を実施。	[当初計画]							
								[実績と予定]							